

別表第1（第2条第1項関係）

研修課程名	趣旨	修業期間
移動支援事業従業者養成研修（知的障害者支援）課程	知的障害者（児）に対する外出時における移動の介護に関する知識及び技術を修得することを目的として行われるもの。	原則として2月以内。 ただし、やむを得ない場合は4月以内